

課徴金制度の在り方に関する意見

—独占禁止法研究会第4回会合提出資料—

2016年5月20日

一般社団法人 日本経済団体連合会
経済基盤本部長 小畑 良晴

1. 検討にあたって

(1) 適正手続の確保

- ① 供述聴取時の弁護士の立会い
- ② 弁護士・依頼者間秘匿特権 等

(2) 他の制度等との関係

- ① 刑事罰(法人及び個人)
- ② 民事訴訟(法25条訴訟・民法709条訴訟)
- ③ 違反行為の立証の在り方 等

2. 裁量制度導入の必要性は疑問

独占禁止法研究会第1回会合資料4 事例①～⑪

- (1) きめ細かな法改正や解釈で対応可能な事例
- (2) そもそも対応の必要性に乏しい事例

のいずれか

⇒ **裁量制度を検討する根拠にはならない**

3. 調査協力を促進する仕組み

まず、取り組むべきこと

(1) 供述聴取時の弁護士の立会いの容認

⇒ 安心して調査に協力することが可能に

弁護士・依頼者間秘匿特権の導入

⇒ 円滑な社内調査や組織的な調査協力が促進される

(2) リニエンシー制度の見直し

適用事業者数の上限の撤廃など

4. 課徴金額の算定・賦課における調査への協力・非協力の程度の勘案

(1) 協力

仮に協力の程度を勘案するのであれば、透明性・公平性・適切性確保の観点から、少なくとも以下を行なうべき。

特に、実態解明への悪影響を招来しないよう留意すべき。

- ① 供述聴取時の弁護士の立会い、弁護士・依頼者間秘匿特権など、企業の防御権を十分に確保すること
- ② 協力を勘案することによる弊害への対処
- ③ 法律等により、厳格な運用基準を定めること
- ④ 裁量の行使を含む課徴金額の算定について、公取委と事業者との間で協議するプロセスを設けること
- ⑤ 裁量行使の結果及びその理由を公表すること
- ⑥ 刑事罰との関係を整理すること(個人の刑事罰の廃止など)
- ⑦ リニエンシー制度との関係を整理すること

(2) 非協力

法94条の活用

5. 諸外国の競争当局の調査への対応

- (1) 当局から求められる協力の内容
- (2) 協力・非協力の評価
- (3) 決定によらない調査協力への協力・非協力
- (4) リニエンシー制度における協力とその枠外での協力の差異
- (5) 事業者による協力度合いの評価の把握
- (6) 協力と評価されるための負担
- (7) 制裁金の算定における事業者の意見の反映の程度

6. 今後の検討にあたって

- (1) 適正手続の確保が検討の大前提
- (2) 調査協力以外の裁量制度について検討をするのであれば、まずはその必要性を十分検討するとともに、刑事罰や民事訴訟との関係も含むエンフォースメント体系全体についての見直しを行なうべき
- (3) 今後予定される中間論点整理については、パブリック・コメントを実施すべき